

平成 21 年度

森林・林業・林産業関係税制改正要望

平成 20 年 9 月

(社) 日本林業協会
全国森林組合連合会
(社) 全国木材組合連合会
(社) 日本林業経営者協会
日本林業同友会
全国素材生産業協同組合連合会
全国森林整備協会
(社) 全日本木材市場連盟
日本合板工業組合連合会

我が国森林・林業・林産業を取り巻く状況は、国産材需要の停滞、価格の低迷による採算性の悪化で、林業生産活動が停滞し、手入れが出来ず、放置される育成途上の森林や伐採後に植林が行われない状況がみられるなど、森林荒廃が進行し危機的状況にあります。

一方、森林に対して、国土保全、水資源かん養等森林の有する多面的機能の持続的発揮に対する国民の期待はとみに高まりつつあり、特に地球温暖化対策を進めていく上で、森林経営活動による吸収源対策として、森林整備・保全の推進が強く求められています。

このような現況をご理解いただき、以下のとおり、森林・林業・林産業関係税制改正について要望事項をとりまとめましたので、その実現方につき格段のご配慮を賜わりますようお願い申しあげます。

I 新設・拡充事項

1. 環境税

森林吸収源対策推進のための税制上の措置

- ・ 地球温暖化対策を推進するため、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、環境税についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずること。
- ・ その税収の使途に森林吸収源対策を明確に位置付けること。

(新設)

(理由)

京都議定書の温室効果ガス6%削減約束のうち、森林吸収源対策により3.8%、炭素換算で1,300万炭素トンの確保に向け、平成19年度以降6年間にわたり、毎年20万haの追加的な間伐等を実施することを目標に取り組んでおり、平成20年度については、19年度補正予算を合わせ20万haを超える追加整備に相当する予算が計上されたところである。

今後とも、間伐等の森林吸収源対策を着実に推進するための安定的な財源を確保することが必要であり、既存の税制度との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、環境税についての総合的な検討等を進めた上、必要な税制上の措置を講ずるとともに、その税収の使途として森林吸収源対策を明確に位置付ける必要がある。

2. 所得税

- ・ 炭素固定に資する木材利用を推進するための税制上の措置を講ずること。

(新設)

(理由)

森林の多面的機能の発揮のためには、林業の持続的かつ健全な発展が重要であり、そのためには、木材の利用を促進することが必要である。

また、適正な森林整備により産出される木材を長期的に利用することは、引き続き炭素を固定することとなり、地球温暖化防止に貢献するものである。

このため、炭素固定に資する木材利用に対する優遇措置として、住宅資材などについて、一定の木材を利用した場合に所得税を軽減することにより、木材利用を促進し、森林の多面的機能の発揮と地球温暖化防止を一層促進するとともに、国民が炭素の吸収・固定という重要なサイクルの一端を担っていることを実感する契機とする必要がある。

3. 所得税・個人住民税

- ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の延長等を行うこと。

(拡充)

(租税特別措置法第41条、41条の2、地方税法附則第5条の4)

(理由)

木材需要の大半は木造住宅を中心とする建築用であり、この需要の増減が木材需要量に大きく影響する。

このような中、木材需要の拡大を図るために、住宅の取得に係る負担の軽減を通じた良質な住宅の建設を促進することが重要であることから、本特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。

4. 相続税

- ・ 林業経営の継続を確保するための相続に係る税制上の措置を講ずること。

(新設)

(理由)

我が国の森林資源は人工林を中心として成熟期を迎えるものがあり、これら資源を循環して利用するためには、経営や施業の集約化を進め、効率的かつ安定的な林業経営を行える経営体を育成する必要がある。

このような中、大規模な山林を所有する林家では、相続を契機として経営放棄に至る事例も見られることから、林業経営対策の一環として、後継者が被相続人から引き継いだ山林の経営を改善しこれを継続する場合には、相続税を軽減し経営体の弱体化を防止する必要がある。

5. 所得税・法人税・事業所税

- ・ 農林水産物の加工・業務用利用を促進するための設備等を取得した場合の特例措置を創設すること。

(新設)

(理由)

きのこをはじめとする農林水産物の加工・業務用原材料としての利用を促進するため、投資を円滑化する税制上の特例措置を講ずる必要がある。

II 延長事項

1. 所得税・法人税

- 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画により取得する機械・建物等の特別償却制度を2年延長すること。

(租税特別措置法第11条の5、第44条の2、第68条の20)

(理由)

本制度は、企業立地の早期決定にあたって、強力なインセンティブを与える効果を有していることから、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

2. 所得税

- 山林所得に係る森林計画特別控除を2年延長すること。

(租税特別措置法第30条の2)

(理由)

森林施業計画の認定を受けた森林所有者等は、計画を遵守する義務があり、伐採時期や伐採量等の選択が制限されるため、その不利益を軽減することが必要である。

また、本年より京都議定書の第一約束期間がはじまり、我が国が国際的に約束している森林の二酸化炭素吸収量3.8%の達成のためには、間伐等の森林整備を推進していくことが重要である。

このため、森林所有者等の森林施業に対する意欲を向上させるとともに、森林施業計画に基づく施業を推進するため、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

3. 法人税

- (1) 植林費の損金算入の特例措置を2年延長すること。

(租税特別措置法第52条)

(理由)

林業は、投資から回収まで超長期を要する産業であるが、木材価格の低下が続くなど、厳しい経営環境にある。このため、伐採した後、植林されない可能性があり、植林をせずに放置すると、災害等のおそれが極めて高くなる。

このような中、林業経営を通じた計画的な植林を推進することは非常に

重要であり、法人の植林に対するインセンティブを与える本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

- (2) 森林組合の貸倒引当金の特例措置を2年延長すること。

(租税特別措置法第57条の10)

(理由)

森林組合が、厳しい経営環境下においても組合員の負託に応え、一定の事業利益を確保するためには、組合員への貸付等に伴う債権の回収のリスクを分散させ、経営基盤の安定・強化に資する本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

4. 登録免許税

- ・ 独立行政法人農林漁業信用基金の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置を2年延長すること。

(租税特別措置法第78条の3)

(理由)

林業者等は、概して信用力が脆弱であり、円滑な資金の融通を受けるためには、農林漁業信用基金の保証により、その信用力を補完する必要がある。

このような中、農林漁業信用基金の抵当権の設定登記等に係る登録免許税を軽減することは、融資時における林業者等の円滑な資金の融通につながることから、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

5. 不動産取得税

- ・ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置を2年延長すること。

(地方税法附則第11条の4)

(理由)

入会林野等は、土地利用が低位にとどまり、新たな土地利用への転換も難しいことから、本特例措置の適用期限を延長することにより、入会林野近代化法による権利関係の明確化を進め、農林業経営の健全な発展を図る必要がある。

III その他

1. 固定資産税・都市計画税

- 平成16年新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る税額の特例措置を2年延長すること。

(地方税法附則第16条の2)

(理由)

大規模な経済的被害のあった新潟県中越地震から3年が経過したが、引き続き被災者の支援と被災地の復興を図るために、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

2. 複数税目

- 森林保険特別会計等の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずること。

(理由)

森林国営保険は、被災森林の再造林を通じ林業経営の安定に寄与し、林業にとって不可避な災害に対するセーフティネットとしての役割を果たしているが、独立行政法人への移管後、新たな税負担が生じると、保険料率の引上げ等森林所有者の負担増加につながりかねないため、引き続き非課税措置等が必要である。